This copy has been provided by the UBC Archives [or UBC Rare Books and Special Collections] and is to be used solely for research or private study.

YANAGA YASUTARŌ PAPERS

FOLDER NO.
1-14

II.7

PLEASE RETAIN
ORIGINAL ORDER

第二世界大戦当時
ビーミーの沿岸在住
日本人強制移動の顛末

一九四五・九月

第

26

日本移動

日本人強制移動の顛末

開戦八ヶ月前に日本人特別

登録

大多数政府の命に依り、カナダ

在住日本人は一人残らず、登録せ

ねば成らぬ事に成った、それは一

九四一年参月四日から、市中及び

地方共に、登録者が手分けして

登録を受付けたのである

(一) 十六歳以上の男女は、自身出

頭して登録、十六歳以下の子供

は親が登録する、

(二) 登録者は自分の身分を証明す

る為め「旅券」「出生証明」或

は「帰化証」並びに一九四〇年

度に取った国民人力登録カード

日本人移動

其他の証拠類と共に一吋半に一吋四分三型の本人の写真を持参し
なければ成らぬ、登録済みの人
には身分証明カードを発給する
（右に関しカナダ日本人会発表）
、今後の登録には左の證拠物件を
持参する必要がある（日本人通訳
は使用せず、日本語を話す騎馬巡
査が其の任に当る）
(一) 最近の写真二枚、
(二) 昨年の市民登録カード、
(三) 第二世出生証明書を提示する
、出生証明書を有しない者は其旨届へる。
(四) 帰化人は帰化証を提示、紛失
の場合は、帰化時日及び場所を
申告する事。

2)

(3)

(五) 日本人は旅券を提示、紛失の場合は上陸時日、上陸港、船名を申告する事

(六) 外国人戸籍謄本、各種証明書類など自分証明に役立つ書類は出来るだけ持参する事、例へば婦人が結婚して旅券の苗字と一九記の苗字と違ふ場合など結婚証明、或は戸籍謄本を持参する事、充分な証拠書類の提示が出来ない者は騎兵隊で調査が完了するまで仮カードは発給を出来ない

(七) 十六歳の子供は、親が証拠書類を持参登録しさへすれば子供を連れて行く必要なし。

移民者の紀録などを出発点とし

此の登録には一人々々の一生の履歴、身体の特徴、指紋に到る迄有るだけの紀録を取った。そして日本人の特別登録カードを三色に区別して発行した。即ち

白＝カナダ生れ

ピンク＝帰化人

黄＝日本臣民

開戦後の日本人収容問題は実に此の時の登録を出発点として、計画され実行されたもので、此の登録後八ヶ月、スワ開戦と成ると同時に出来た。

日本人総数　二三四二八

内訳　日本臣民　九四七六

英国十八才以上の男子三四九九

帰化人り六五二九

内十六才以上の男子一八七八

二世り六〇六七

内十六才以上の男子三三七八

未届の者十二名

右の統計を基礎として一九四二年の一月中旬頃から、矢継早に日本人労働の非常時令が発表された、一月十四日に

「日本臣民をローレー沖沿岸防衛区域から追放令」

義務中は、日本人種に対し、ギヤソリン、及び煙草の使用を禁止する。

日本臣民はラ歳以上の婦人の使用禁止、写真機使用も禁止された。

(5)

一月廿四日には、ピーシーゴウの自動車運送業組合からの請願で日本人所有の凡べての自動車を没収する事をオタクに請願、

一月廿日には、沿岸防衛区域外の道路開通工事に、日本人民を使役する事を禁表、

二月四日に第一回の移動開始、十八歳から六十二歳迄の日本人民九十名、南部オレゴンの製材所働らきとして送り出される、

日本人は先発隊の送別会をながオレゴンの労働組合の事務所で出発中止を感ず、

一月十四日の開令に抗議して

四月一日迄に、ドイツ、イタリヤ及び日本の敵国民臣は十八歳から四十五歳の男はキャスケイドー山脈以東へ移動出来ずとの令出る、

二月一四日
写真機、ラヂオの届出令、
二月廿七日
日本人以外の、自動車使用禁止令、
日本人種の座間禁足令出ず、
（カーフュー）
英の頃迄はオタワ政府迄は、日本人、ドイツ人、イタリヤ人共に、英の敵国臣民のみを沿岸防備区域から追ひ出し、二世、帰化人など
は英の忠誠を信用して銃砲の所業や防備工事などにも使ふ意嚮なりつたらしいが、二月廿五日、オタワの態度は急変して、日本人種は全部カスケード以東に移動する事を閣令で発表した。二世も帰化人も

十把一からげと成つた訳である。
ドイツ人やイタリヤ人はオタク政
府命令の計画通りに十八才から四
十五才迄の男子丈けを沿岸から追
ひ出し二世や帰化人は、昔の忠誠
を信用と昔の、銃後産業に使つた
のであるが、日本人は二世及び帰
化人をも昔の忠誠を信用と昔て
ゐつたのである。在ロシヤの
二万三千余の日本人を沿岸から百
哩外へ、移動せしめる為めに
カリフォルニヤ州保安委員会
が設立せられ、此のカナダ史あ
つて以来の大仕事を遂行する事に
成つたのであるが、オタワ政府の
命令は二万三千余の日系人を

銃剣に訴うず、強圧せず、秩序整然と、可為的に、奥地へ移住せしめて、我が中住民を手へ、家畜を手へ、保護し、監視せよと言ふのである、

其のローレーが保安委員会の委員長に撰ばれた、オスチェ、テーラーと言ふ人は、バタビア市の若汽船会社の社長で我が海上運輸の大任を引受けて、其計画を樹てた五十才前後の敏腕家、頭のよい、働き盛りの男である、彼れの補佐役としては騎兵隊長のミード大佐とローレー警察署長ミュラス氏の三名の委員会で、日本人移動の大仕事を引受けたのである。

ビーシーゆのホープと言い田舎町は海岸から九十七哩の奥地にあるが、芋窪から十四哩山奥の山狭に約三百英加の牧場があった。それを政府で借地して、新規の牧場の建物を改造し、事務所、雑貨売店、奥、肉類売店、食堂、病院、ガソリン油発電所、等の外に十六呎に二十六呎の急造家屋（一戸に二家族約八九名収容の計画）四百五十戸の収容能力を新築し二千七百五十名の日本人老幼、男女を収容したが、今は芋地名と成って居る「タンミ」は当時の保安委員であった テーラー・シュラス、ミード・三人の名の頭文字を作

つたものである。

地の大事業を遂行するに当り、数字では二万三千であるが、ビルマ河の隅から隅まで、山中に、海上に海濱に、町に、農地に、それぞれ農、漁、鉱、工と多種、多様に複雑した生活をしている者を、便船もめったに無いやうな隅々島や、道も無い山の中に、それぞれ男子を送れたり、船舶で生業営んでいる日本人を、可為的に、跑足圧迫や銃剣をもって移動せしむる事は容易な事ではない、戦争や戦争の始末、家屋、家具の製理等々。

二万三千人の約三分一は少くとも小市に住んでゐる者で、方々荒び放れた不便な島や山林中に、代木業に就働してゐる者丈けでも二千人、少くとも小市内の学校から学童だけでも二千名を引抜いて来知の遠方へ送らねば成らぬの晩香坡市は丈けでも八百廿七軒の住宅商社を閉鎖するのである。太平洋沿岸から、少くとも小島、及び内地小ぬ本土・各地で約五千軒のはない人住宅を空家にせねば成らぬのであつた、

此等二万三千人のは約一万を敵性国人として区別しなければならぬ、

其の四分一は婦女子で、半分は
カナダ生れで、市だ敵性国人の意
味さへ解へない子供達である、
其残り半分を二世及び帰化人に
区別せねば成らぬ、
然も当然、敵国民には極度に
警戒をとり、常に猜疑の眼を以て
扱はねば成らぬし同時に又た大々
的政府の食糧通りに、カナダに忠
誠を誓ふ二世及び帰化人及び婦人
子供に対しては人道的に扱はねば
ならぬ、
此等一万二、三千人の二世及び
帰化人には、銃後産業部隊の編成
もし、其の四食及、將校及び学生
に到る迄の組織を作って置のねば

成らぬ事多く実際上の結果は曲解以上に大きいものであった。

カナダ人も巻き添への損害、

日本人を主要労働者として選択したる大工場、製材、製材等ど何百人もの労働者が移動を余儀なくされたため、代りの労働者は不馴れのため一時工場を左輪にした例もあり、市中の毎月白人家主に莫大な家賃を払って営業した所の一〇二軒の貸室業や、日本人レストラントなど移動食堂一下、白締めて立退いたの家も多大の損害を蒙った。

日本人方の婚姻届の方法に若し白人に全部を賣り渡す好機会が

（これは銘記すべきの計画で特に日本人は全部同様）

偶然に湧いて来るか、(二)最後の日
迄高貴を出来る丈けして現金に換
へ、残った高品も、家も、凡べて
を敵国人財産管理局の保護の手に
任ねて置くより外に道がないので
ある。
少くとも一八市内の全部の商物店
の一割五分は日本人が経営してゐた
が、初しを市内に百軒以上ゾリー
ニンゲ(洋服の蒸汽洗濯場)があ
った。
一方農園地方を見るとフレザー
河沿岸に約二千英加の苺畑に成十
万弗の食糧が収穫を待つてゐる
日本人農家は追ひ立てられる後に
市や隣人の不安から、畑の手入

れなど対する気に成れない。

農務大臣が新聞記者に向って暑

痴ったのを笑うと

「日本人苺面性が過ぎ出されたら

フレッシュ一帯の苺の収穫は

一体どうするんだろうか。誰が一

体苺の世話をしてくれるんだ、誰

が、アレだけの苺を摘んでくれる

工場へやってくれるんだ？

少しクーパの大者元の奥田部や

叮角の繭元では「白人の漁者が日

本人の代りに漁業に出る迄、とう

か待って下さい、」と言が掲示が

出て始末、

日本人の家庭を破壊し、男子を追ひ出

し、婦女子丈けを、別の安へ移住

せしめる事は慥かに一種の悲劇であり、人道問題でもあるが、あるいは意義の、価値ならしめれば戦争の罪である、此際日本人ばかりでなく、カナダ人の家庭も同様やうに主人を失ひ、父を奪はれ家庭は破られ、命も一度出て再び生還を期し難い戦線に出るのであるから、日本人には気の毒だが検疫証明書を要する事であると保安委員会では言つてゐる。

二万三千人の日本人の中の約一割が独身者（主として男子を母国に送りて独り居残つて働らいて居た人々）で其他は皆家族持ちであるから、扶養者を失つた家族の生活から一切の相談

18

須相手、必要の場合は生活の補助
迄も保護者等がしてやらねばな
らないのである。
中には自殺を謀る者、病人、又
たは婦人が自分の宅で使つてゐる
日雇人を引留めやうとする運
動、日本人の妻に成つた白人や
其の他に出来た子供の世話・等々
右の外に自費で自ら進んで百哩
以外へ移住所を見付けて移動する
人々の行く先きの交渉をしてやら
ねば成らぬ。
政府から行く先きを指定するに
しても其の行く先きの町、村の義
諸の上でなくてはやれない。白
人一沿岸から「保安」の理由で追

出ようと考え、イヤな敵の人を大イソレと引受けて受れないのは当然で、此れには保安委員会も余程手を焼いたらしいが「戦争中だけ分かり」とか「自分達責任分かり」とか政府が押みたおしを約束して貰った物であるが、サテ日本人が来て見ると、金使ひはキレイだし、何も村民に迷惑はかけないし、正直で、キレイ好きだし、キリスト教会などの出席者も多いし、迷惑所の人々は時おり金儲けをし、保安委員会が一部落住地の閉鎖を計画した時は（古々の好住地で）日本人を置いてくれ（保安委員会へ）と村会の決議で請願した事もあった。

此れ丈けの大仕事をやつてゆく為めには、どうしても人員の集散所を作る必要が生じ、定住地から移住地へ直接移動せしめる事は実際上不可能なる事であつた。

保安委員会の実際の仕事は騎馬巡査隊であつた、保安委員会は大多り政府の労働省管下に属し、同管下の土木課と提携して、道路工事へ日本人成年男子を進出せしめた。

ハバナクーバ市のヘスティグ公園に在る大共進会場を改造して約五千人を収容出来る設備をした、男女別々に収容し、大食堂、病院、日常品雑貨店、其所に各地

から移動日本人を一時収容して、
行く先が定まり次第に送り出すこととした。
一九四二年四月頃からピーター
ー州奥地の鉱山町として昔の栄華
の跡を止め、今は廃村と成って
霊の出る所町々へ、日本人の移
動工作を進める事に成った、其所
には昔のまゝの空家を政府が修繕
して、日本人を住ませ、又は新た
に急造の假屋を建て、住ませる事
にした。
別に南部マニトバ州、マニトバ
州で主業農業砂糖大根作りへ家族
持ち約一千家族（五千人）を移住
させ、ビーター州の道路工事に約

五千人（そのほとんどは日本臣民）の残りの一万二、三千の婦女子を強制的に町、サンドン、カスロー、スロケン、タンメ、ケリンウード各地へ配る計画を樹てたのである。

マニトバやアルバタ面へ砂糖大根耕作に行った人々は一トン義何で請負仕事に成って居たし、製材、製瓦などの工場働きは普通賃銀を受けるし、政府の道路工事に働らく人達は一時日二十五仙の安賃銀で働らくのであった。

日本人漁船

日、加開戦後第一番に押収された日本人漁船は「漁船安全委員会」が出来、日本人側からは漁者の

パセーラ市内に日本人の所有地が約四百ヶ所程あつた、それは日本人の移動完了後、軍政府の手に依つて競賣されたのであるが、白人区域の地面、家屋は、時價に賣れた物だが、日本人町、小東京と言はれたパウエル街では、日本人街の商業價値は莫大な價格を呼んでゐた店や、屋敷も、日本人が追ひ出されて、文字通り幽霊町に成つた後は、栄えてゐた昔の商業價値と言ふものが全然なくなつた、

其の上建物など、其の使用するには市の規則があり、市の規則に合ふ物にするには莫大な繕賃がかかるの[illegible]人が多い、たま

多情に精通して居る、木村岸三郎が蘭領南洋に入って、日本人所有の一千一百噸の鈍小漁船を相当な時價で全部買収し、賣上げ金は本人に渡された。

商店

困ったのは日本ものを商って居た店である、特に因因(パサル街の)居住の如きは日本の書籍が店の棚にぎっしり詰って居るが、どうにも出来ない。

ま、政府の管理宜の手に委ねを出た、此の品物は運賃と焼賃を出さねば所外の出来ない品ものだと

(23)

(23a-8)(B)

カストデヤレが、二度としてみた。

自動車

二十三頁"A"及び"B"参照

三月一日から日本人は自動車を

文即人などが借りたり、捨て値で買って、ありない屋などの売買をしたりする位ひである。

市田居住者も、戦場は帰ると言ふ考へから、荷物を隣家の白人に預けたり、自分の家或は貸家の一室に蔵って出たり、金庫等の金べのれたりした、日本人の荷物、自分の家や、白人友人の多い人達の荷物が、如仏教会の大会堂にギッシリ一杯詰めてあった、それ等の荷物は、殆ど全部競売された、大トロンコ中味込み、一弗だの七十五仙だのに買り叩かれたのも有ったと、白人の話し。

自動車

三日一日から日本人は自動車を所有と使用をすることを禁ぜられた。僅か三日前に此れが発表されたので、日本人は大恐慌、捨て値で売り飛ばす者、白人を使用人として名義を切りかへた者（後に使用人を裏切られ或られたりの者がとうにせ成らぬ）農家は自分の所有届紙全へ書つたことにして名義を切り換へた者（後から特別隊の手が廻り全部、政府の手に取り上げられた）又た政府の命令通りに政府指定の置き場に持って行った者等混乱を極めた。

政府は日本人所有の自動車、新古、大、小幾百あったが新旧に分表とおかったが、全部を少は分表とおかったが、全部を少クーバの共産今場内の空地に集め

日本人が移動を完了すると、それ
等自動車を或る自動車会社を代理
人として一般へ入札売分せしめた
、トラックの中には新型の高等品
は殆ど男部が買ひ取り残りを入札
にしたのであるが、其のやり方が
左の実話で如何によい加減なもの
であつたかが判る、
私の知人でノーマンと言ふ男が
Nと言ふ日本人新品のトラックが
欲しいので入札に行つた時の実話、
「Nのトラックは自分はよく知
つてゐる、自分の右隣に丁度好い
ので其のトラックを買はせたいと思
つてカストヂヤンに行つた」其日
に某自動車会社へ行つて入札した

と言ふ、実に所自分は成る可く安く買い度いと思ふ事は自然の人情であるが、あのトランクあらば、交渉次第に依っては六百弗迄は払ふつもりで懐中に用意して行った、入札場には第四者が居て、自分の欲しいNのトランクを探し、私に告げた、此のトランクの價格は精りは百五十弗だと時価的に入札値段の標準を示して呉れた、他にも同じトランクに入札した者もあって其人も同様の話を聞いて居たらしい、自分は自分が思ふて居た値を言ふのが面白らしく成り、他の人が百五十弗の上を十弗か十五弗位ひ来るものと警し百七十弗に

入れた、関係の結果、他の人が百七十五円で落札した、あのトラックを買った政府は競売人の手数料から保管料、登録費などを差引いたら、Nの手に渡る金額は百円ちょうどいと思はれる、何百と言ふ日本人のトラックをあの調子で売付けたのだから、日本人は自動車を没収されたと同じ位に思いかと泣いてゐた。

第一世界大戦に動員された義勇兵として参戦したKと言ふ日本人帰還兵は新しく一千五百円のトラックを買ったばかりを一千円に買手があったものをバカらしくて売られ政府の手に托した。右の調子

約三百冊が貰られたと、実に残酷
な取扱ひをされたものだ。
まだラヂオ、写真機など、数十
冊から数百冊もあるものが、騎馬
隊の倉庫に山と積まれたまま、競
売にしたものか、とう分したも
のか、後始末の程も判つてゐない。